

一宮市告示第 265 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条第 1 項第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 28 日

一宮市長 中野 正康

1 廃止等に係る指定障害福祉サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ロジエ  
一宮市西島町四丁目 23 番地

2 廃止等に係る事業所の名称及び所在地

訪問介護ステーションつくし  
一宮市末広三丁目 11 番地 15

3 廃止等の年月日

令和 8 年 5 月 22 日

4 廃止等に係る事業の種類

居宅介護・重度訪問介護

5 事業の主たる対象者

居宅介護：身体障害者、難病等対象者  
重度訪問介護：特定なし

6 事業所番号

2312101229